香港で逮捕された時、するべきこと①

あなたは、自分は犯罪を犯さないので、自分には全然関係ない話と思われますか。

まずこのコラムを読んだあなたは、これだけは覚えておいてください。万が一、万が一、逮捕された場合は、警察署からすぐにでも弁護士に連絡し、弁護士が来るまで供述をしないことです。これは私が弁護士だから言っているのではなく、そうするのがあなたにとって本当に得策なのです。

はじめに

もしも香港で逮捕されたら、あなたは適切に自分の身を守ることができますか。私たちは普段、逮捕されるかもしれないなどと考えもせず生活しているでしょう。

しかし実際には、日本人が香港で逮捕されたケースを見聞きしますし、実際に今まで多数の日本人の刑事事件の依頼を受けております。

①私のこれまでの経験では、日本では、弁護士が示談交渉をしてくれると聞いたことがあるので、とりあえず言われるままに署名した。

②通訳に、『弁護士は高いから弁護士なしでも大丈夫。』と言われ供述署名した。現実は、特に駐在員の場合は、仕事も家庭も影響を大きく受けることとなり弁護士費用どころの話ではない。

③自分は本当にその罪を犯していないので警察はきちんと調べたらきっと分かってくれるはずだ。と勝手に考えた。

④全て日本の基準で考えた。日本では、刑事事件の場合に弁護士が被害者と示談交渉を進める事が大きな仕事となっているようですが、ここは香港との大きな違いです。寧ろ、香港では、容疑者はもちろん弁護士も被害者に連絡することは禁じられており、司法妨害の罪となってしまいます。

⑤初めての事で、怒りや怯えにより逮捕された事実が受け入れられない。自分なりの方法で解決できると考えた。

⑥日本人のために、海外である香港での刑事起訴の重さをそこまで実感していなかった。

などで、最初の段階で弁護士に依頼しなかったケースを見聞きします。

香港における逮捕事情

警察が逮捕に踏み切るときは、容疑者に対して「合理的」な疑いを持っているときです。「合理的」であるということが重要です。なぜなら、警察は法に基づき逮捕するからです。現行犯逮捕以外の場合は、警察の捜査によってあなたが容疑者となり警察が逮捕に踏み切る場合、もっとも多い時間帯は午前零時ごろです。

ちなみにICAC（賄賂に関わる逮捕）は午前5時が最も多くなっているようですが、容疑者が家にいる可能性が一番高く、また容疑者の抵抗力が一番弱い時間帯だからです。逮捕されたあなたを警察は48時間ものあいだ拘留することができます。さらにこの拘留時間は特別な法律によって延長することができます。

こうした時間に弁護士を探すのは大変ですので、経営者は、普段から顧問弁護士をお願いしておくと安心です。

逮捕されたときの対処

①逮捕された時点で弁護士にすぐ依頼する事の重要性

警察官から、万が一、『逮捕する。』という言葉を聞いたら、すぐにでも警察官に弁護士を依頼したい旨伝えるべきです。日本ではなかなか警察の事情聴取時に弁護士が在籍することが認められないようですが、香港では異なり、弁護士の立会いは容疑者の権利で、一般的です。警察官の態度も違いますし、慣れない環境の中、自分の味方ができることで落ち着いて対応でき、不用意な発言を控えることが可能です。証拠のレベルによっては、弁護士の働きかけにより、起訴にならずに済むケースもあります。

また起訴された場合であっても、起訴内容（charge）や事件の事実関係概要（Summary of facts or facts of the case）を早い段階で入手可能です。同様に、被害者証言、証人証言、政府ラボのテスト結果（例えば麻薬事件）、指紋やDNA鑑定、写真、防犯カメラの画像や検察側が起訴において使用するつもりがないが、被告にとっては役立つ資材などの起訴の証拠書類を早く入手することができます。もちろん常習犯で慣れている人は違うかもしれませんが（笑）、普通の人はまずこれらの証拠を弁護士経由でなければ自分で入手できないでしょう。

弁護士からの要請であっても警察はなかなか対応してくれなかったりします。証拠書類などの全ての資材を検討しなければ弁護士は適切なアドバイスができません。そういう意味でも、最初の段階から事件に立ち会っていることでよりベストなアドバイスが可能です。また、事件の資材を見てからでないと、罪を認めるかどうかの判断もできないと思います。

更に、今まで一般的には認められていた、罪をどの段階であれ認めると刑期を1／3減らしてもらえていたのですが、2016年9月2日の上訴法廷（Court of Appeal）で、予備審問（Mension）の段階で認めると1／3刑期が短くなるが後の段階になってから認めれば認めるほど刑期の短縮がなくなるという判決が出ました。この判決により、更に、事件の資材を早く集める重要性が出てきました。

（このシリーズは2カ月に1回掲載します）

筆者紹介

ANDY CHENG　鄭國有

弁護士　中国委託公証人　アンディチェン法律事務所代表

米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能

www.andysolicitor.com

info@andysolicitor.com